

平成24年第3回福岡県教育委員会会議（臨時会）会議録

1 開催日時

平成24年2月23日（木）10時00分から11時17分まで

2 場所

福岡県庁4階 教育委員会会議室

3 出席委員

住吉徳彦、久留百合子、太田浩二、二子石竜子、清家渉、杉光誠（教育長）

4 欠席委員

なし

5 出席事務局職員

教育次長 荒巻俊彦、理事 友枝文也、総務部長 今田義雄、
教育企画部長 城戸秀明、教育振興部長 森下博輝、
総務課長 西牟田龍治、財務課長 高田光邦、文化財保護課長 伊崎俊秋、
企画調整課長 千々岩良英、社会教育課長 中菌宏、教職員課長 川添弘人、
施設課長 辰田一郎、高校教育課長 吉田法稔、義務教育課長 家宇治正幸、
人権・同和教育課長 大場茂嘉、体育スポーツ健康課長 梅田保人

6 会議

10時00分、住吉委員長が開会を宣言し、本日の議題について非公開発議の有無の確認を行った。

報告（3）「事務局等職員の人事について」は、清家委員から、人事に関する案件のため非公開とする発議があり、直ちに採決され、出席委員の3分の2以上の賛成をもって非公開と決定された。

その他の議案については、非公開の発議なく公開と決定された。

（1）報告

- ・教育費予算に対する意見の申出について

高田財務課長から、平成24年度一般会計当初予算のうち、教育に関する事務に係る部分の2月定例県議会提案について知事から意見の聴取があり、福岡県教育委員会の事務委任等に関する規則第4条第1項の規定に基づき臨時代理したので、同条第2項の規定により報告し、承認を求めるものである旨の説明があった。

次いで審議が行なわれ、久留委員から、「高等学校不登校・中途退学防止支援費」におけるスクールソーシャルワーカーの配置等について質問があった。

これに対し、吉田高校教育課長から、平成24年度から訪問相談員の配置に加え、新たに社会福祉士などのスクールソーシャルワーカーの配置を行うもので、週3日勤務とし不登校生徒数や利便性などを考慮した上で県内4地区に1名ずつ、学校に配置する旨の説明があった。

また、住吉委員長から、新規事業の「県立学校太陽光発電設備整備費」における将来的な計画について質問があった。

これに対し、辰田施設課長から、全庁的に県有施設における再生可能エネルギー及び省エネルギー対策について方針の策定を検討しており、将来的にはこの方針により対応していくこととなる旨の説明があった。

また、二子石委員から、新規事業の「障害のある子どもの居住地校交流事業費」の概要について質問があった。

これに対し、家宇治義務教育課長から、障害のある子どもに対して居住する地域の理解が重要であることから、特別支援教育アドバイザーを派遣するなどして、障害のある子どもが在籍している特別支援学校と居住地校との交流が円滑に実施できる仕組みを各市町村教育委員会及び学校等に示すとともに、障害のある子どもと地域とを結びつけ理解を進めていく事業である旨の説明があった。

また、同じく二子石委員から、新規事業の「防災教育推進費」について、子どもの安全は第一義的には教育委員会が守るという認識を持って、児童生徒の安全確保について積極的な検討をお願いしたいとの要望があった。

住吉委員長から、他に意見の有無を問い、これについては全員異議なく承認された。

・ 条例の提案に対する意見の申出について

伊崎文化財保護課長から、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」により博物館協議会の委員の任命については、条例で定めなければならないとされたため、九州歴史資料館協議会の委員の任命基準や定数、任期等について定めた条項を追加する「九州歴史資料館条例の一部を改正する条例」の2月定例県議会提案について、知事から意見の聴取があり、福岡県教育委員会の事務委任等に関する規則第4条第1項の規定に基づき臨時代理したので、同条第2項の規定により報告し承認を求めるものである旨の説明があった。

また、引き続き中菌社会教育課長から、同法により博物館協議会及び図書館協議会の委員の任命についても、条例で定めなければならないとされたため、福岡県立美術館協議会及び福岡県立図書館協議会の委員の任命基準や定数、任期等について定めた条項を追加する「福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」について同様の説明があった。

次いで審議が行なわれ、これについては全員異議なく承認された。

続いて、川添教職員課長から、「地方公務員の育児休業等に関する法律」が改正され、一般職の非常勤職員（再任用短時間勤務職員）も育児休業が取得できるようになったことに伴い、関係規定を改める「福岡県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」の2月定例県議会提案について、知事から意見の聴取があり、福岡県教育委員会の事務委任等に関する規則第4条第1項の規定に基づき臨時代理したので、同条第2項の規定により報告し承認を求めるとの旨の説明があった。

次いで審議が行なわれ、これについては全員異議なく承認された。

引き続き川添教職員課長から、県立学校及び市町村立学校の教育内容の充実、児童生徒数の変動等に伴い、当該学校の職員の定数を改める「福岡県県立学校職員定数条例及び福岡県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例」の2月定例県議会提案について、知事から意見の聴取があり、福岡県教育委員会の事務委任等に関する規則第4条第1項の規定に基づき臨時代理したので、同条第2項の規定により報告し承認を求めるとの旨の説明があった。

次いで審議が行なわれ、これについては全員異議なく承認された。

公開審議はここまでとされ、以後非公開にて審議を行う。

・事務局等職員の人事について

西牟田総務課長から、事務局等職員の辞職について、福岡県教育委員会の事務委任等に関する規則第4条第1項の規定に基づき臨時代理したので、同条第2項の規定により報告し、承認を求めるとの旨の説明があった。

次いで審議が行なわれ、これについては全員異議なく承認された。

住吉委員長が閉会を宣言し、11時17分閉会した。